

令和5年第1回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和5年3月 7日

本日の会議 令和5年3月23日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 青田浩二君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 日名子達也君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 山口新吾君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 富永正彦君
水道局長 田中一之君	会計管理者 宮崎伸之君
教育次長 山本昭彦君	財政課長 荒木秀一君
健康保険課長 藤崎隆行君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 11時55分

令和5年第1回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

令和5年3月23日（木）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	2	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	※総務
2	3	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
3	4	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
4	5	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
5	6	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	※総務
6	7	令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）	※総務 ※産業
7	8	令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※総務
8	9	令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※総務
9	10	令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）	※総務
10	11	令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※産業
11	12	令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）	※産業
12	13	令和4年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※産業
13	14	令和5年度長与町一般会計予算	※総務 ※産業
14	15	令和5年度長与町国民健康保険特別会計予算	※総務
15	16	令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※総務
16	17	令和5年度長与町介護保険特別会計予算	※総務
17	18	令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※産業
18	19	令和5年度長与町水道事業会計予算	※産業
19	20	令和5年度長与町下水道事業会計予算	※産業
20	報告4	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	

日程	議案番号	件名	備考
21	24	令和5年度長与町一般会計補正予算（第1号）	
22	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。委員会審査、大変お疲れさまでした。

ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第2号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例から日程第5、議案第6号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○9番（金子恵議員）

皆さまおはようございます。それでは総務厚生常任委員会に付託をされました議案についてご説明申し上げます。令和5年3月13日から17日まで委員全員出席の下、関係所管管理職ならびに職員を招き審査を行いました。まず初めに議案第2号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。提案理由として長崎県の補助事業として高校生世代に対する福祉医療費助成事業が令和5年4月1日より行われるのを受け、町が定める条例においても福祉医療費の助成を高校生世代に拡大するもの。また高校生世代については、支給方法を償還払いとするため支給の方法に係る現物給付に関する規定を変更し、事業の開始初年度の高校生世代については、事務手続に時間を要することから申請期間を令和5年10月1日から開始の特例規定を設けるもの。なお施行日を令和5年4月1日からとしている。以上の説明がありました。主な質疑として、対象人数はどのくらいか。また現物給付の場合、予算は別に幾らかかるのかに対し、1,263人を見込んでいる。現物給付の場合は想定で事業費が2,065万円ほどかかると計算しているとの答弁でした。次に高校生の福祉医療費だけなぜ償還払いなのかに対し、県からの提案である。今後は令和5年度から3年間試行的に実施し、令和7年度に内容の検証を行い再協議することを制度を構築する上で提案があった。本町においても償還払いで始めるとの答弁でした。次に、県が償還払いにした理由は何かに対し、県のひとり親世帯に対する医療費の助成が償還払いとなっているため、それに倣って償還払いで行いたいとの提案があったとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。提案理由として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正、および子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うもの。1点目は、子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に係る改正で、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議に係る規定を削除。2点目が学校教育法第25条の項の追加に係る改正で、同法第25条の幼稚園教育要領を定める際の配慮事項および内閣総理大臣への協議事項を定める事項の2項が追加されたことに伴う改正。3点目が懲戒に係る権限の濫用禁止の削除に係る改正。附則については、施

行期日を令和5年4月1日とし、第26条の改正規定は公布の日から施行する。以上の説明がありました。こちらの議案に関しましては、特記すべき質疑はありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第4号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。提案理由として家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うもの。1点目は安全計画の策定等の義務化に係る改正に併せ安全計画の策定等に関する条文を追加。2点目はインクルーシブ保育を可能とするための設備、人員基準の緩和に係る改正。3点目が懲戒に係る権限の濫用禁止の削除に係る改正。4点目は、感染症および食中毒の予防およびまん延防止に必要な措置の明確化に係る改正。5点目が自動車を運行する場合の所在の確認に関する条文を追加するもの。附則については第1項では本条例の施行期日を、第2項で経過措置を規定するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、令和4年度内に設置した場合さかのぼって補助を受けられるのかに対し、令和4年9月以降の分についてはさかのぼって補助対象とするという答弁でした。次にブザー設置後、実際に作動しないなど問題になる可能性がある。内容の細則、規則を検討すべきではないのかに対し、特定教育保育や町内の認可保育園に関しては県の方が設置をしているため、県で基準等を定めるようになっているとの答弁でした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。提案理由として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い所要の改正を行うもの。1点目が安全計画の策定等の義務化に係る改正で、1年間の努力義務とする経過措置が定められていることから、本町でも同様の規定とするもの。2点目が自動車を運行する場合の所在の確認に関する改正。3点目が業務継続計画の策定等に係る改正。4点目が感染症および食中毒の予防およびまん延防止に必要な措置の明確化に係る改正。5点目が放課後児童支援員に関する規定に係る改正で、中核市の長が行う研修も放課後児童支援員認定資格研修の対象となる改正を行うもの。また、研修修了者とみなす適用期間を令和7年3月31日まで延長するもの。附則については第1項では本条例の施行期日を、第2項では安全計画の策定等に係る経過措置を規定するもの、以上の説明がありました。主な質疑として、学童の指導員のうち何人資格を取らないといけないのかに対し、予定は7人であるという答弁でした。次に、どのような場合に適用されるのかに対し、長与町内の学童保育については今のところスクールバスのような形での送迎はしていない。しかし、行事などでバスを借り上げて移動することがある。そのときは降車のときに確認をするようになっている。以上慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第6号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。提案理由として、出産育児一時金を40万8,000円から48万8,000円に

改めるもの。出産育児一時金については、出産育児一時金と産科医療補償制度の掛け金を合計して42万円で支給している。出産費用の軽減のため健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金が増額されることによる改正。施行日を令和5年4月1日に定める。以上の説明がありました。主な質疑として、支給は改正された48万8,000円にさらに産科医療補償制度の掛け金を加味され、実質的には50万円ぐらいになるのかの質疑に対し、産科医療補償制度の掛け金1万2,000円を加味して50万円の支給になる。という答弁でした。以上慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第2号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第2号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第3号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第4号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第5号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第6号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）から日程第12、議案第13号令和4年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○9番（金子恵議員）

それでは議案第7号令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）の本会議で分割付託された総務厚生常任委員会の部分をご説明申し上げます。主な提案理由として、総務部秘書広報課では普通旅費100万円および公用車運転・点検業務委託料70万円は新型コロナウイルス感染症の影響による減額など。情報政策課では行政手続のオンライン化対応業務委託料に係るデジタル基盤改革支援補助金706万7,000円を増額計上。地域安全課では、全国町村会災害対策費用保険金256万7,000円の増額は、令和4年9月の台風接近に伴う避難所設置経費に係る保険金の受け入れ。消防費では、消防団員報酬と広域消防事業負担金は額の確定による減額。企画財政部政策企画課では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は8,522万4,000円の減額。また仮称図書館・健康センター複合施設建設用地地質調査業務委託料は160万円の減額で予算の執行状況に応じて減額などを計上。財政課では、普通交付税は臨時経済対策費および調整額の復活による再算定の結果、追加交付額の計上。減債基金積立金は、今後の公債費の増加に備え1億円を積み立てる。税務課では、各町税を見込みにより増額を計上。住民福祉部住民環境課では、戸籍システムの改修費用の補助金の実績に伴う減額。個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカードの交付事業の実績に伴い減額計上。福祉課では、新型コロナウイルスの影響で委員の研修活動が制限されたことに伴い長与町民生委員児童委員協議会運営補助金減額分などを計上。こども政策課では、実績見込みにより低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金などの減額計上。また、放課後等デイサービス事業所への物価高騰緊急支援補助金の実績見込みに伴い併せ65万3,000円を国費から一般財源へ組み替え。健康保険部健康保険課では、感染症予防費は新型コロナウイルスワクチン接種、風疹抗体検査・予防接種の見込みによる減額および過年度の国庫負担金、補助金の返還額を計上。健康増進費の健康診査委託料は各種健診の受診者が増加したため570万4,000円を計上。介護保険課では、介護保険費の財源を当初新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としていたが、支出の見込みがないため一般財源へ財源を組み替えた。議会事務局議事課では、議員数が1名減になったことによる議員報酬等の減額や新型コロナウイルスの影響による旅費の不用額を計上。以上の説明がありました。主な質疑として、総務部地域安全課では、広域消防事業負担金880万円の減額の原因は何かに対し、広域消防負担金は、当年度の負担金は見込み額で支払い翌年度に精算している。令和3年度は減額である。次に企画財政部政策企画課では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額の内訳は何かに対し、プレミアム付き商品券での減額が大きいとの答弁でした。財政課におきましては、普通交付税の再算定とはどのようなことかに対し、当初国の予算で地方交付税の総額を確保することができなかったため、コロナ禍における状況などの救済のための臨時経済対策費と予算不足であった調整額を乗じて交付額に減少を掛けていたものを復活させるものであるという答弁でした。これに対し何に充当するのかという質疑に対し、実際の交付が3月

末になるため令和4年度における予算の執行は実質不可能である。今後5年度以降、新たな事業等を勘案する中で予算配分していきたいとの答弁でした。次に住民福祉部住民環境課ではマイナンバーカード取得の進捗状況はどうか。また出張申請はどこで行っているのかに対し、2月末で交付率69.6%、最新では70%を超えると考えている。出張申請は今年度高校、老人会で実施したとの答弁でした。こども政策課におきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金の減額が大きいですが、詳しい内容は何かに対し、昨年度の実績ベースに1.5倍を掛けた予算を計上している。今回実績に合わせ減額したとの答弁でした。次に、健康保険部健康保険課では健康診査委託料の内容はに対し、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がんなどのがん検診が主なものである。受診者が昨年度と比べ大幅に増えており、予算が不足したため増額補正したとの答弁でした。次に、風疹抗体検査の受診率はどのくらいかに対し、令和元年から始まり令和3年までの3カ年の事業でその後3年間延長になっている。3年度末の状況は4,591人の対象者のうち1,715人、37.3%が検査を受けている。令和4年度の実績はほとんどいないとの答弁でした。秘書広報課、情報政策課、税務課、福祉課、介護保険課、議事課では特記すべき質疑はありませんでした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして議案第8号令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。提案理由として予算総額に歳入歳出それぞれ5,379万6,000円を追加し、補正後の総額を42億8,457万3,000円とするもの。歳入では、保険給付費等交付金は、歳出の保険給付費の増額見込みにより普通交付金を増額計上。一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、財政安定化支援事業の確定および事務費等繰入金、出産育児一時金繰入金などの見込み額によるもの。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーの保険証利用申し込みの支援事業に対する国庫補助金。歳出では一般被保険者療養給付費は、被保険者の診察に係る費用額の増加により増額計上。出産育児一時金は出産見込み数の減により減額計上。その他、令和3年度の決算剰余金と預金利子を財政調整基金へ積み立てる。以上の説明がありました。主な質疑として、積立金が約5億円になるが想定したものではなく金額的に大き過ぎるのではないかの質疑に対し、平成30年からの都道府県化により激変緩和措置が始まった。それによりこの基金が積み上がってきたという事実がある。しかし令和5年度で激変緩和措置がなくなる。令和6年以降は納付金が今よりも数千万円は上がるだろうと予想しており、恐らく単年度はマイナスになるのではないかと思う。そのときに基金を取り崩しながら税を上げないようにしていきたいと思っているとの答弁でした。以上慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。提案理由として予算総額に歳入歳出それぞれ233万1,000円を減額。歳入では保険基盤安定繰入金は額の確定によるもの。歳出の後期高齢者医療広

域連合納付金は、保険基盤安定負担金の確定によるもので同額を計上し、補正後の総額を6億956万2,000円とするもの、以上の説明がありました。こちらに関しましては、特記すべき質疑はありませんでした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。提案理由として保険事業勘定では歳入歳出それぞれ450万8,000円を追加し、補正後の総額を31億7,260万3,000円とするもの。歳入では介護サービス事業勘定収入において、介護予防サービス計画費と介護予防ケアマネジメント費の減収による歳入不足が生じる見込みであり、介護サービス事業勘定へ繰り出しを行うため基金から繰り入れるもの。歳出では介護給付費準備基金積立金や介護サービス事業勘定繰出金などを増額計上。介護サービス事業勘定は17万8,000円を減額するもので、要支援者のケアプラン作成およびケアマネジメント件数の減少による減額。以上の説明がありました。主な質疑として、ケアマネジメント作成委託件数が減少した理由は何かに対し、コロナ禍で外出を控えたり介護サービスの利用を控えている人が多いように思われることから件数が少なくなり今回の減額補正になったとの答弁でした。以上慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第7号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは産業文教常任委員会に付託された議案等の審査結果について報告させていただきます。審査日は令和5年3月13日から16日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き審査を行いました。まずは議案第7号令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）産業文教常任委員会所管の部分について説明いたします。提案理由、主な内容では、建設産業部産業振興課では、歳入歳出共に事業費および交付額の確定に伴う減額、増額。商工振興費では、長与町事業継続支援金はコロナ禍における事

業者支援金第6弾の事業費確定での減額、長与町プレミアム商品券発行事業補助金は、販売されなかった商品券プレミアム分の減額。第2表繰越明許費補正が2件、第4表地方債の補正が1件ありました。土木管理課では歳入歳出共に事業費実績による費用の確定、負担金分担金の額の確定に伴う減額、増額。また、執行予定のない事業などの減額などを計上。第2表繰越明許費補正では土木費の道路橋りょう費を、第4表地方債では4件。都市計画課では、歳入は交付金ならびに国庫補助金の増額と執行状況の調整などに伴う減額を。歳出では繰出金8億9,784万7,000円の減額は、国の追加内示の増額、保留地処分金の充当に伴うもの。第2表繰越明許費補正は都市計画費で3件、第3表債務負担行為補正は1件、第4表地方債補正では3件。教育委員会教育総務課では、歳入では契約額の確定に伴う減額と工事費の確定に伴う充当起債の減額、歳出では指導員の任期に伴う減額。教育振興基金積立金は3億円を積み立てる。第2表繰越明許費補正は2件、第4表地方債の補正が1件。生涯学習課では歳入は第2期発掘調査ができずに社会教育補助金を減額するほか、事業実績に伴う増額、減額。歳出では各施設館長の再任用職員配置により人件費を減額。また物価高騰による電気使用料等の増額を計上。このほか第4表地方債の補正が1件。農業委員会所管では、歳入は農業委員会交付金、農地集積・集約化対策費補助金などの交付額の決定に伴う変更およびタブレット購入に係る交付金の実績に伴う減額など。歳出では歳入額の確定に伴う歳出額の変更や新システムの移行による減額補正。以上の説明を受け審査を行いました。主な質疑では、建設産業部産業振興課では、質疑、販売されなかったプレミアム付き商品券の金額はどれくらいかに対し、販売率としては68.4%となる。質疑、肥料価格高騰対策事業補助金の減額は申請が少なかったのかに対し、減額の要因は国70%支援に20%上乘せの予定だったが、県も15%の措置をしたため町が10%上乘せに変更したことによるもの。申込件数はどれくらいかに対し、4団体から農業者163名の申し込みがあった。土木管理課では、橋りょう維持補修工事費の場所はどこになるのかに対し、早田橋と隠川内橋の2件。都市計画課では、債務負担行為は令和5年度当初予算計上でもよかったのではないかの質疑に対し、財務部局と調整し補正での計上となった。質疑、土地開発公社所有用地の購入予定地内の公園用地として活用している場所はどうなるのかに対し、買い戻しをしても今のところは現状のまま、今後全庁的に協議して活用方法は検討していく。教育委員会教育総務課では、質疑、学校教育相談指導員の任期が9月までとのことだがその後の対応はに対し、GIGAスクール相談員としても対応していたが、支援センターが稼働しており、また教育相談指導員も増えた分に対応している。生涯学習課では、多目的研修集会施設管理費の追加工事を見込んでとの説明があったが減額はなぜかに対し、工事が完了していないため契約額に追加工事を加味した上で残りの額で減額している。農業委員会では、質疑、農家台帳・農業地図システム保守委託料が不要になった理由はに対し、農業委員会サポートシステムへ移行することになったので不要となった。質疑、農業委員会委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬が増額となっているが残された期間に会議などが行われるのかに対し、こ

れまでの業務実績で報酬が増えた。以上のような質疑が行われ全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして議案第11号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件では、提案理由、主な内容は歳入歳出予算総額は変わらず国の補助金の確定および保留地処分金の充実に伴う財源組替の補正。第2表繰越明許費を6億7,800万円計上。令和4年度分事業費の一部と国の追加補正を合わせて繰り越すほか、予算に関する説明書により詳細な説明を受けて審査を行いました。主な質疑では、質疑、保留地処分金が高額で落札されたと聞いているが今後の影響はに対し、これまでは抽選方式で販売していたが入札による販売を行ったところ高額で落札された。ただ、換地の売買事例では坪単価30万円程度なので、今回の落札額のままで売り出すことは今のところ考えられないと思う。質疑、一括施工の保留地処分金は約13億円と聞いていたが、今回の補正額が約8億円なのはなぜかに対し、約8億円を令和4年度事業に充て、残りの4億円は令和5年度事業に充てる。質疑、令和4年度の繰り越しの理由はに対し、一括施工の岩盤掘削で発生する騒音振動に係る地元調整に日数を要したことが主な原因と県から聞いている。以上のような質疑が行われ全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号令和4年度長与町水道事業会計補正予算(第2号)の件を報告いたします。提案理由、主な内容では、収益的収入及び支出の支出において第1款水道事業費用を1,400万円増額し、補正後の費用総額を7億4,778万円としている。電気料金の高騰に伴う長与町浄水場運転管理業務委託料の増額によるもの。特記すべき質疑はありませんでした。全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして議案第13号令和4年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)の件で報告いたします。提案理由、主な内容では、収益的収入及び支出の支出において第1款下水道事業費用を1,250万円増額し、補正後の費用総額を9億4,714万円としている。電気料金の高騰に伴う長与町下水道施設維持管理業務委託料の増額によるもの。これについても特記すべき質疑はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

○議長(山口憲一郎議員)

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず議案第7号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第7号令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第8号令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第9号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第10号令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第11号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第12号令和4年度長与町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第13号令和4年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号令和5年度長与町一般会計予算から日程第19、議案第20号令和5年度長与町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。

ただ今一括議題とした議案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○9番(金子恵議員)

それでは議案第14号令和5年度長与町一般会計予算に対しまして、総務厚生常任委員会に分割付託されました部分についてご報告を申し上げます。提案理由として、総務部総務課では、長崎県議会議員一般選挙の期日前投票や投開票に係る経費736万7,000円を計上。長与町長選挙の準備に係る経費について令和5年度執行予定の129万8,

000円を計上。また、長与町議会議員一般選挙の令和5年度執行に係る経費2,506万円を計上。秘書広報課では、広報ながよの印刷製本費を印刷単価の上昇のため155万1,000円を増額計上。地域安全課では、ふれあいセンター体育館の照明を全てLED化するため施設改修工事費を計上。防火水槽建設工事費は、高田南土地区画整理事業地内に防火水槽1基の設置。契約管財課では、駐車場管理費として令和5年度に特別会計から一般会計へ移行する町営駐車場事業に関する経費を新たに計上。情報政策課では、デジタル実装交付金として104万5,000円を計上。これはLINE機能の共同化事業負担金に係る交付金で補助率は2分の1。企画財政部政策企画課では、図書館・健康センター複合施設整備費として施設整備に向け、設計委託料、専門員の人件費の他必要な経費を計上。財政課では、本年度予算の財政調整として財政調整基金と減額基金を合わせて13億8,332万6,000円を計上。税務課、収納推進課では、現年度個人町民税22億1,700万円、法人町民税の現年課税分は1億900万円、固定資産税15億8,400万円、個人町民税滞納繰越分605万5,000円、固定資産税滞納繰越分390万2,000円などを計上。住民福祉部こども政策課では、県事業である高校生医療費無償化1,263人分の医療費を計上。保育環境改善等事業として保育所等の送迎用バス等への安全装置の導入支援補助金を計上。児童福祉総務費の保健師パート報酬は、令和5年度よりファミリーサポートセンター事業を社会福祉協議会への委託から直営で行うように変更したことにより、1人保健師を配置。高田保育所では子ども子育て支援交付金431万3,000円を計上。これは一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業に充当。住民環境課では、大村湾や長与川の水質・底質検査等の委託、コンポスト跡地、環境モニタリングの委託、猫の不妊・去勢事業の委託などを引き続き計上。福祉課では、ひとり暮らしの高齢者など生活に不安がある人に対し、緊急時の通報、日常生活における相談ならびに定期的な安否確認などができる装置を貸与する緊急通報システム業務委託料を計上。健康保険部健康保険課では、健康増進計画である健康ながよ21の第3次計画を策定するため、健康増進計画策定委託料を計上。介護保険課では、社会福祉法人が低所得者に対し、介護給付自己負担額などを減免した場合の社会福祉法人に対する社会福祉法人等利用者負担額減免対策費補助金を計上。会計課ではQRコード対応、未対応関係なく一律に納付書1枚につき税抜33円発生する取扱手数料などを計上。議事課、監査事務局では、議事課では、議員報酬16名分などを計上。監査事務局では、監査委員報酬2名分などを計上。以上の説明がありました。主な質疑として、総務部総務課では、選挙公報のホームページ掲載はどうなるのかに対し、平成27年の町議選時からホームページに掲載している。今回の町議選でもホームページに掲載するとの答弁でした。次に、産業医の勤務体制はどうなっているのかに対し、主にメンタル不調者の状況報告や衛生委員会でのアドバイスの他に職場環境についてのアドバイスももらっているとの答弁でした。次に、秘書広報課につきましては、広報モニターからの改善点とそれが実際に反映されたのかに対し、インスタグラムへの文字の入れ方や加工、レイアウトなどのアドバイスを受け改善につながったとの

答弁でした。次に広報の契約方法はどのようなものかに対し、プロポーザル方式を取っている。まず、資料を提示しそれに対してプレゼンをしてもらう。単価や広報紙のデザインなどを総合的に判断して業者を決めているとの答弁でした。次に、地域安全課におきましては、長崎県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金の内容は何かに対し、長崎県で防災ヘリコプターを1機所有しており災害時に出向いていく。熊本で災害があったときも応援として出動した経緯がある。これに対し協議会を設立して負担金を支払っているとの答弁でした。次に、消防団員の処遇改善の内容は何かに対し、平成29年から第6分団と第8分団のポンプ車の運転は準中型免許の取得が必要なので、その取得に係る経費の助成をするとの答弁でした。次に契約管財課におきましては、庁舎内のLED化はどうなっているのかに対し、令和7年度施工予定で計画しているとの答弁でした。次に情報政策課におきましては、LINEを使用した行政手続を可能とする環境構築とあるが、実際町民としてはどのようなことができるのかに対し、名前等の本人確認のみによるシンプルな手続きや予約、通報などを想定しているとの答弁でした。次に企画財政部におきましては財政課、質疑は、下水道施設事業費負担金の財政課負担50万円とは何かに対し、長崎市下水道処理区域内は、高田南土地区画整理事業区域内は都市計画課の所管で、それ以外が財政課の所管となっている。予定はないが突発的な修繕等に対応するためのものであるとの答弁でした。次に政策企画課におきましては、企業版ふるさと納税のマッチング支援業務委託料の内容はどのようなものかに対し、企業版ふるさと納税による寄付の見込みのある企業に対して働きかけを行い、寄付の獲得を目指す業務を委託することを考えているとの答弁でした。次に、税務課、収納推進課におきましては、固定資産税は例年前年予算と変わらない形で出てくるが、今回土地も家屋も償却資産も大幅に増えている。詳細は何かに対し、高田南土地区画整理事業の使用収益が開始されたことで、例年より家屋も土地も増額になっている。償却資産は4年度に大規模な事業所が転入してきた関係で増額になっているとの答弁でした。次に、住民福祉部子ども政策課ならびに高田保育所につきましては、児童虐待の状況はどうかの質疑に対し、令和3年度は235人から相談があった。うち虐待に関する相談は16件で減少傾向にある。相談の内容は育てにくさや発達に特性があるなどの相談が多いとの答弁でした。次に、ファミリーサポートセンターは社会福祉協議会委託から町の直営になるがどのような体制になるのかに対し、子育て支援センター、児童館に加え高田保育所もファミリーサポートセンターの保育を行う場所になるので、利用の幅が広がるのではないかと期待しているとの答弁でした。次に、住民環境課におきましては、令和5年度もコンポスト跡地の調査を継続して実施されるが状況はどうかに対し、状況を確認したところ例年と状況は変わらず横ばい状態であるとの答弁でした。資源化物として紙類の回収は増えているのかに対し、ステーション回収に変更したことで回収量は増えているとの答弁でした。福祉課におきましては、緊急通報システム業務委託の対象者は61人ということだがどのような条件が必要かに対し、対象者はひとり暮らしの高齢者で、自宅で動き等がなければセンサーが感知しセンターに通

報される仕組みになっているとの答弁でした。次に、健康保険部健康保険課におきましては、健康ながよ21の策定後の活用はどうしているのかに対し、常時計画を見ながら必要な事業に取り組んでいるとの答弁でした。次、介護保険課におきましては、介護保険の低所得者に向けた減免の割合はどのくらいに対し、第1段階から第3段階の合計で2,997人が該当する。全体の26.7%になるとのことでした。次に会計課におきましては、長期金利の動きが気になるが会計課としての対策は検討しているのかに対し、今ある基金を運用しながら投資的な経費等に使わないように対策を取った方がよい時期ではないかと考えているとの答弁でした。議事課、監査事務局では、特記すべき質疑はありませんでした。以上慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号令和5年度長与町国民健康保険特別会計予算についてご報告を申し上げます。提案理由として、歳入歳出それぞれ41億2,443万8,000円。歳入では、国民健康保険税7億5,088万3,000円は、一般被保険者国保税と退職被保険者等国保税の合計額。保険税の算定は令和4年中の所得を前年度と同程度に見込み収納率97%で算出している。被保険者数の減少により前年度より707万3,000円の減額。歳出では、療養給付費の1人当たり給付費は増加傾向にあるが、被保険者数の減少により2,075万1,000円の減額である。以上の説明がありました。主な質疑として、県支出金の保険者努力支援分とは何かに対し、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率、また保険事業に関する指標がある。また、個人のインセンティブ、長与町でいえば健康ポイント事業への取り組みなどで判断しているとの答弁でした。次に、国民健康保険被保険者の減少の理由は何かに対し、団塊世代の後期高齢者への移行が大きい。また、社会保険への移行が昨年10月から増えたとの答弁でした。次に、質疑として現在は激変緩和措置がとられているが、それがなくなると赤字になるということだが、住民の負担を抑えるために現在の基金を取り崩すことで何年くらい抑えることができるのかに対し、令和6年度では数千万円の赤字になると考えている。これが続けば単年度で数千万円ずつ基金を取り崩していくことになるかと推測しているとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計予算についてご報告を申し上げます。提案理由として、歳入歳出それぞれ6億3,024万8,000円。歳入では、後期高齢者医療保険料は被保険者数の増加に伴い1,431万1,000円の増加。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合共通経費負担金、保険基盤安定負担金、保険料の合計額で、被保険者数の増加により前年度比2,039万2,000円の増額である。以上の説明がありました。主な質疑として、特別徴収保険料と普通徴収保険料の対象人数はどのくらいに対し、特別徴収の予定人数は3,677人、普通徴収は2,105人であるとの答弁でした。慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第17号令和5年度長与町介護保険特別会計予算についてご報告を申し上げ

ます。提案理由として、保険事業勘定の総額は歳入歳出それぞれ28億9,300万7,000円。介護サービス事業勘定の総額は歳入歳出それぞれ2,779万8,000円。前年度と比較し保険事業勘定は2,893万円の減額、介護サービス事業勘定が371万4,000円の減額である。以上の説明がありました。主な質疑として、介護認定者数の状況はどうかに対し、認定者数は横ばいである。しかし、高齢化が要因で介護度が若干上がる人が増えてきたようであるとの答弁でした。次に、認知症の割合が高くなっているのかに対し、地域包括支援センターへの相談件数は非常に上がってきており、認知症地域支援推進員が中心となって対応しているとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第14号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番（河野龍二議員）

それでは議案第14号、18号、19号、20号について、産業文教常任委員会に付託された議案等の審査結果の報告をいたします。まず議案第14号令和5年度長与町一般会計予算産業文教所管の提案理由、主な内容については、建設産業部産業振興課では、第3表地方債で畑地帯総合整備事業を計上。歳入では、2款地方譲与税の森林環境譲与税、15款県支出金では農業費負担金の中山間地域等直接支払交付金。農業費補助金では、経営所得安定対策等推進事業費補助金など。21款町債では基盤整備に係る充当起債。歳出では、2款総務費の税務総務費で、ふるさと長与応援寄附金関係の経費を、寄付見込額を1億2,500万円と想定し計上。5款労働費労働諸費では、長与・時津シルバー人材センターへの運営補助金を。6款農林水産業費の農業振興費では、岡地区の農業経営効率化、生産性の向上を図るため基盤整備事業負担金を。認定新規就農者への補助金として新規就農者育成総合対策事業補助金を計上。7款商工費の商工振興費では、町内に土地を取得し令和3年5月に開業した事業者に長与町工場等設置奨励金を計上。土木管理課では、第3表地方債で急傾斜地管理事業など4件。歳入では、12款分担金及び負担金で嬉里郷の急傾斜地崩壊対策事業地元分担金、13款使用料及び手数料では各種施設使用料を。14

款国庫支出金では、長与中央線舗装補修工事、公営住宅改修工事、また、15款県支出金では、嬉里郷の急傾斜地崩壊対策事業等に充当する補助金をそれぞれ計上。21款町債では、急傾斜地管理事業と道路橋りょう事業の起債を計上。歳出では、8款土木費で急傾斜地維持補修工事、長与中央線舗装補修工事、橋梁長寿命化調査設計、天満宮公園遊具更新工事などを計上。都市計画課では、第2表債務負担行為で、都市計画道路西高田線街路整備事業で用地購入などの費用を計上。第3表地方債では3件。歳入では、14款国庫支出金で活力創出基盤整備総合交付金を、21款町債では土地区画整理事業、街路事業充当起債を計上。歳出では、8款土木費で土地区画整理事業への繰出金、街路事業では都市計画道路西高田線の事業費を計上。教育委員会では、教育総務課、学校教育課から一括して説明を受けました。歳入の主なものは、14款国庫支出金ではGIGAスクール運営支援センター整備に伴う補助金を、15款県支出金では不登校支援推進事業補助金、地域部活動推進事業補助金を、20款諸収入では学校給食費の公会計に伴い食材費徴収分を計上。歳出では、10款教育費で九州地区研究大会費用を計上。小学校管理費ではトイレの洋式化工事などを計上。中学校管理費では長与中学校と第二中学校、特別教室LED化整備、第二中学校と高田中学校のトイレの洋式化などを計上。中学校教育振興費の地域運動部活動推進委員会委員謝礼は4名分、地域文化部活動推進検討委員会委員謝礼は5名分を計上。生涯学習課では、第3表地方債で多目的研修集会施設整備事業債の1件。歳入では、各施設の使用料等。14款国庫支出金、15款県支出金では、長与三彩関連遺構発掘調査に対する補助金、20款諸収入では郷土芸能大会に対する助成金を計上。歳出では、5款労働費で働く婦人の家の軽運動室などの空調機改修工事を、6款農林水産業費では、多目的研修集会施設の屋根防水工事を計上。10款教育費の社会教育総務費では、つどいの家の空調機入れ替え工事費を、図書館費の新図書館整備計画検討委員会委員報酬は、委員15名、4回の会議を計上。その他第9回郷土芸能大会の費用などを計上。農業委員会では、歳入15款県支出金の農林水産業費補助金として、農地利用最適化交付金、農業集積・集約化対策費補助金などを計上。農業委員会や委員の活動費に充当する。歳出では、農業委員と農地利用最適化推進委員の農地利用最適化に資する活動費用と補助金を活用したタブレットのインターネット接続料などを計上。以上の説明を受け審査を行いました。主な質疑としては、建設産業部産業振興課では、質疑、ふるさと長与応援寄附金の見込み額の根拠はに対し、令和3年度が約1億2,000万円、4年度は2月末で約1億4,000万円の実績を踏まえての額。工場等設置奨励金は土地購入後1年以内の着工が条件と思うがクリアしているのかに対し、土地の取得から1年以内の着工を着工届で確認している。建物は令和3年に完成している。何をもって着工とするのかに対し、家屋建物ではなく土地の囲いの工事で、対象となる。質疑、情報発信事業補助金の内容はに対し、これまでの商工会会報誌からホームページに誘導する機能とスマートフォンを活用しスタンプラリーに参加できる事業を一元化し、新たに双方向コミュニケーション機能やアンケート機能を搭載するもの。土木管理課では、質疑、キャンプ使用料の算出根拠はに対し、年間8

00組を想定して算出した。質疑、天満宮公園の遊具更新の内容はに対し、遊具点検で3基が使用禁止となっていたのと残りの3基を含めて6基全て更新する。質疑、危険と考えられる空き家はどれくらいあるのかに対し、令和3年度の調査時点で27件を確認している。質疑、嬉里郷の急傾斜地対策工事の完成年度はいつかに対し、3カ年で工事し令和7年に完成。都市計画課では、質疑、債務負担行為の契約はいつ頃になるのかに対し、令和5年度の6月以降になる予定。質疑、街路事業費の公有財産購入費用地購入費の場所と補償費の内容はに対し、都市計画道路西高田線の事業所用地1件の費用。補償費の内容は工場3棟分、面積623平米。工場機械などの移転補償もある。教育委員会では、教育総務課、学校教育課では、質疑、不登校支援推進事業補助金はどのように使われているのかに対し、現在適応指導教室に通う児童生徒が対象で校外での体験学習に活用する。適応指導教室はどこにあるのかに対し、勤労青少年ホームに設置している。質疑、部活動の地域移行による部費3,000円に対する不満の声はないのかに対し、令和4年度に満足度調査を行った際に妥当と答えた方が65%、安いと20%との調査結果がある。今後も実態を把握していきたい。質疑、学校給食費の公会計に伴い、納入業者との契約が必要ならば債務負担行為が必要ではなかったかに対し、4月からの運営に混乱しないよう対応していく。生涯学習課では、質疑、広告掲載料の内容および掲載料は幾らかに対し、雑誌スポンサーの掲載料で、単価は4,200円で20誌分を計上している。質疑、電子図書の購入予定書籍はどれくらいに対し、280冊分を予定している。質疑、各種大会補助金の金額は十分なのかに対し、令和元年度で約376万円使われており、ほぼ予算内で収まっている。農業委員会では、農業委員会サポートシステム連携修正委託料の内容はに対し、国のシステムで農地の移動があった場合に対応するもので、一度整理すれば5年間は問題ないと考えている。質疑、目標地図作成委託料はどのような内容かに対し、農地をどれだけ守っていくかの目標となる地図を作る作業で、令和4年度に1地区作成し残り11地区を今後作成していく内容。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第18号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算について報告いたします。提案理由、主な内容では、歳入歳出それぞれ10億9,081万7,000円で、歳入では、国庫補助金4,226万4,000円、県補助金937万7,000円、一般会計繰入金5億5,409万4,000円、保留地処分金7,140万1,000円。歳出では、長崎県への委託料10億7,650万円で工事の進捗を図る。工事の内訳は工事費で7億7,000万円、測量試験費で9,900万円、補償費で3,900万円、その他1億6,850万円、さらに予算に関する説明書で詳細な説明を受け審査を行いました。主な質疑では、質疑、附帯工事150万円の内容はに対し、区画整理事業で対応できない除草工事などの費用。質疑、令和4年度の繰越明許費と合わせると令和5年度は約17億円の事業費となる。令和5年度完了の見込みはあるのかに対し、完了予定で進めるが繰り越しもあるので少しでも消化していきたいと思っている。質疑、一般の

保留地処分金が7,000万円ほど計上されているがこれ以外にもあるのではないかに対し、面積で7,000平米から8,000平米ほどある。質疑、国県の補助金は令和5年度で最後になるのかに対し、今の事業計画の進捗でいけば最後となる。質疑、一般保留地処分金の坪単価予定はどれくらいかに対し、25万円程度になると考える。以上のような質疑が行われ全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして議案第19号令和5年度長与町水道事業会計予算について報告いたします。提案理由、主な内容では、令和5年度末給水戸数を1万6,024戸、年間給水量を364万5,263立方メートル、1日平均給水量は9,960立方メートルと見込んでいる。主な建設改良事業費として7,400万円を計上。その他令和5年度事業内容ならびに予算に関する説明書において詳細な説明を受け審査を行いました。主な質疑では、質疑、浄水場共同整備は適切な時期に明確な方向性を示すと施政方針にあるが適切な時期とはいつかに対し、令和5年度の早い段階になると思う。給水区域外の上水が枯渇した場合などの対応はどう考えているのかに対し、現状は現在の設備をいかに維持していくか技術的な助言をするなどの対応しかできない。質疑、令和5年度の予定貸借対照表では、当年度未処分利益剰余金が約4,700万円となっている。令和4年度の予定額より大きく減ると予想しているのかに対し、収益が減る予想となっている。また、電気料金の高騰など費用が必要になり予定の額になるのではないかと考えている。質疑、水道料金の改定の考えはあるのかに対し、水道事業は全国的に厳しい状況になっていくと言われており、長与町も近い将来に改定が必要な時期が来ると考えている。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号令和5年度長与町下水道事業会計予算について報告いたします。提案理由、主な内容では、令和5年度末排水戸数を1万6,050戸、年間総排水量を367万2,808立方メートル、1日平均排水量を1万35立方メートルと見込み、主な建設改良事業費として4億1,303万1,000円、このうち国庫補助対象事業として3億2,494万円を予定、その他令和5年度事業内容ならびに予算に関する説明書において詳細の説明を受け審査を行いました。主な質疑では、時間外勤務手当が増えている要因は何かに対し、令和4年度に職員が1人退職し、令和4年度の時間外勤務手当が増えた。実績に基づいて増額した。質疑、デザインマンホールの費用は一般会計でも負担すべきと考えるがどうかに対し、企画時は水道局のPRを目的に始めたが、今後一般会計で活用できる部分を含め、一定の線引きと負担を考えていきたい。質疑、処理場費の維持管理委託契約期間を短くして委託費の削減は考えられないかに対し、5年の契約期間となっているが短い期間より費用自体が下がることも考えられる。調査研究しながら考えていきたい。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第14号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

場内の時計で11時5分まで休憩いたします。

(休憩 10時54分～11時05分)

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

これから、議案第14号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

先ほどの委員長報告では、全会一致で可決すべきものと決したと報告をいたしました。委員長である私は委員会での採決権に加われないので、この場で反対討論を行いたいと思います。議案第14号令和5年度長与町一般会計予算では、コロナウイルスの収束に伴いさまざまな事業が執り行われる予想の中、各種事業の予算計上など必要な部分も多々ありました。しかしながら、町の財源の公平な質の観点から予算を見ますと、賛成できない内容もありますので反対討論といたします。今回新たに長崎北徳洲会病院への長与町工場等設置奨励条例に基づく奨励金が予定されています。本条例の規則では、土地購入後1年以内の着工が条件となっていますが、開院されたのは令和3年5月であります。土地購入は平成27年との質疑の中で明らかになりました。説明では、フェンスの囲いをした行為も着工とするということでしたが、明らかに建物の着工は1年以内ではなかったと思います。事業所を誘致するのは大いに大賛成ですが、こうした曖昧な奨励金の支出には疑義が残ります。次に、土地区画整理事業ではこの間長期化する事業を指摘してきました。工事の終了が見えてきましたが、長期にわたる事業が行われ、多くの財源がつき込まれてきたことに、今後の町の財政状況に大きな影響を与えることが現実的な問題となる恐れがあります。令和5年度でも、事業費と起債の償還に5億円を超える費用負担が一般会計から行われています。事業が終了しても、町の財政に与える影響やその後の課題を考えるならば賛成できるものではありません。次に、都市計画道路西高田線も北陽台団地を含めた事業のため、事業認可の平成8年から相当な年数が過ぎています。道路延長で1,330メートルに40億円以上もの費用がかけられ道路の整備が行われております。以前も指摘しましたが、町道の西高田線の拡幅工事であればこれほどの費用や時間のかか

る事業ではなかったと思います。以上のことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありますか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は、議案第14号令和5年度長与町一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論いたします。令和5年度一般会計予算は約144億5,790万円で、当初予算としては過去最高額となっておりますが、5年度より駐車場会計約700万円が一般会計に編入されることや、学校給食費の公会計化による約1億8,500円万円の歳入歳出、高校生世代の医療費助成など新たな事業の予算計上によるところが大きく、それぞれ使用料や給食費、県補助金など特定の財源があり、その他の歳入歳出は従来の税金、交付金、補助金等、例年と大きな変動はなく、全体的に安定した編成と判断いたします。注目すべき事業としては、新図書館・健康センター複合施設について、用地の買い戻し等関連予算を含め約5億9,350万円が計上されておりますが、先日の公開選考会で設計事業者も決定し、いよいよ町民の期待も高まっておりますので、この機運を維持し町内外から人が集まる長与町の新たなランドマークを目指し、町民の期待を裏切らない事業推進を望みます。出産、子育て支援金の給付や高校生世代までの医療費助成など、国や県の新たな政策と連動して子育て支援事業も一層拡充することになっており、少子高齢化という本町の喫緊の課題にも一定の対策が取られていることが分かります。福祉関連では、金額的には多額ではありませんが、医療的ケア児のいる家庭の負担を軽減するための、県の医療的ケア児等レスパイト支援という新たな訪問看護支援をいち早く取り入れ予算化していることは、誰一人取り残さない姿勢の一つとして評価いたします。教育関連予算では、中学校部活動の本格的な地域移行のための約1,200万円が新たなものですが、少子化傾向の中でも生徒のスポーツや文化活動の機会を確保しながら、教職員の負担軽減が図れるものとして有効であると同時に、先進自治体として長与町の教育への注力を県内外にアピールできることで視察などの誘致にもつながることを期待いたします。ただし、こちらについては万が一にも生徒に身体的、精神的なダメージを与えるような体罰や暴言が絶対ないよう徹底することは求めたいと思います。これは本町のことではなくあくまで一般論ですが、日頃から生徒指導提要などで適切な指導、不適切な指導を熟知しているはずの教職員でさえ体罰が報告されることがある中で、外部指導者ならなおさら精神論や勝ち負けへのこだわりなどを重視するあまり、行き過ぎた指導を行う可能性は否定できないと思います。指導者へのコンプライアンスの徹底はもちろん、生徒への定期的な聞き取りを行うなど、生徒の安全と健康を第一とした制度運用を行っていただければと思います。また、給食費の公会計化については、約1億8,500万円の食材購入が町の責任において行われることとなりますので、児童生徒の栄養とカロリーの摂取に過不足が起こることのないように、食料価格の変動などに適切な対応を行っていただきたいと思います。高田

南土地区画整理事業への繰出金約5億5,000万円は、令和6年度までの一括施工のほぼ当初計画どおりとなっており、一括施工が順当に進んでいると判断いたします。しかし、4年度からの繰越明許費が特別会計の方によると6億7,800万円あり、この分の工事の遅れを今後2年間で取り戻す必要がありますので、スピードを意識すると同時に拙速で粗雑な工事になることがないように適切な管理監督の徹底を求めます。以上、その他の予算につきましても委員会審査によって詳細に審査いたしました。不明確なものは見受けられませんでしたので、以上をもって賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第14号令和5年度長与町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

まずもって、私の36年間の議員活動にご理解、ご指導、ご支援をいただきました町民の皆さま方に心より感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。討論に入ります前に、今年度役職退職をされる3名の部長に心より感謝と敬意を表する次第であります。日名子総務部長におかれましては、思い出しますと35年前長与町ラグビー協会を発足させるときに、ご自身の経験とアドバイスをいただき事務局まで買って出ていただきました。長与ヤングラグーズまた北陽台ラグビー部の活躍に大きく貢献されたと感じています。次に、富永健康保険部長におかれましては、議会基本条例の原資となる条例の作成は大変な時間をかけられ策定をいただきました。おかげさまで、現状厳しく秩序ある議会運営がなされているところであります。また、栗山住民福祉部長、随分と長与町の今後を心配されておられました。今後の長与町の将来を語りました。多くのアドバイスをいただき本当に心より感謝をいたすところでございます。3名の部長におかれましては、どうぞ今後長与町の発展のため後進のご指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、討論に入ります。今回、共産党の反対がありませんでした。当議案に理解を示されたと解釈いたします。私は、議案第15号令和5年度長与町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。令和5年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ

れ41億2,443万8,000円で計上され、前年度比309万9,000円、0.1%増となっており、団塊の世代の後期高齢者医療への移行や社会保険加入により、被保険者数は減少傾向にありながらも1人当たりの医療費の増加により、結果として0.1%増に収まった形になっています。国保財政の安定的運営を目指すとして始まりました国民健康保険の都道府県化は、国県による激変緩和措置と広域によるスケールメリットによって安定的に運用され、本町の国保財政も順調に推移をしておりますが、頼みの綱の激変緩和措置も令和5年度までとなっており、一定の財政調整基金があるとはいえ、将来的な国保財政の影響が懸念されるところであります。いずれにいたしましても、国民健康保険は我が国が誇る皆保険制度の最終のとりででありますので、現在取り組んでおられる健康づくりの推進をはじめ、重症化予防と健康寿命延伸のための施策の推進により、医療の抑制を図りながら健全な財政運営を堅持していく必要がありますし、健康は住民最大の願いであると同時に最高の幸福であると思っております。これからの安定的な制度運用に期待するとともに、町長をはじめ所管における積極的な取り組みを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第15号令和5年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第16号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私は、議案第16号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に、反対の立場から討論を行います。後期高齢者医療は住民が75歳に到達すると従来の医療保険制度から脱退させ、この制度に加入することになります。高齢者が増えるほど、それに伴い医療費が増えるほど、保険料が高くなり続ける制度設計となっております。令和4年度も保険料は引き上げとなりました。何の瑕疵もない住民が長生きをすると数年ごとに保険料が引き上げられてしまうこの制度に慣らされてはいけなないと考えます。制度の問題点を国に訴え、国庫負担を抜本的に増額することを強く求めるとともに、広域連合でも約90億円も積み上がっている財政調整基金や、約30億円ある財政安定基金を高齢者の負担を極力抑えるために充てることを求めるなど、まだ町としてできることはあると考えます。該

当する高齢者は、戦後の荒廃から国土と郷土の復興を成し遂げ、今日私たちがこうして平和に生活できる経済的土台を築き上げた方々であります。長生きした結果、数年ごとに保険料が重くなるこの制度は、高齢者にとって大変無念だと考えます。こうした住民に成り代わり令和5年度後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

議案第16号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に、賛成の立場で討論いたします。平成20年度に成立した75歳以上の人加入する後期高齢者医療制度の負担率は、現役世代の人口減少に伴う現役世代1人当たりの負担の増加分を後期高齢者と現役世代とで折半して負担するため、2年ごとの見直しが行われております。徴収の仕方は、年金特別徴収3,677人と普通徴収2,105人との説明を受けました。公費負担割合が全国で国県市町が5割8兆円、現役世代が約4割6.9兆円、高齢世代が1割1.5兆円となっております。しかし2020年以降、団塊世代が75歳以上になり医療費の増大が見込まれるため、また若い世代の医療費の負担を抑えるため、一定以上の収入がある方に保険料の引き上げが2022年10月1日から開始されております。利用者負担はこれまで145万円未満の高齢者が1割だったのが、145万円以上200万円までの収入のある人が2割負担となり、全国で約370万人で20%増となっております。令和5年度の全国平均保険料率は、均等割は年額4万7,777円、所得割が9.34%、都道府県によってこれは異なりますが、月額約6,772円に引き上げられております。ちなみに令和2年、3年度は6,358円でしたので114円1.8%の増加となっております。長崎県の保険料率は令和2年、3年度が4万7,200円だったのが、令和4年、5年が4万9,400円、所得割率8.98%が令和4年、5年が9.03%で被保険者1人当たりの月額は4,954円だったのが5,249円と引き上げられております。各広域連合では、令和4年、5年度の1人当たりの医療費給付の見込みを年間約88.5万円とし、令和2年、3年度より86.7万円から約1.9%増加する見込みとしております。ことから、財政安定基金からの計62万円の交付を見込んでおります。以上のことから、高齢者の保険料の値上げは大変懸念するところではありますが、低所得者への配慮措置期間を3年間設け、外来医療費の増加額を抑えるよう上限3,000円に抑えております。全世帯にとって持続可能な社会保障制度となり、国民皆保険をつないでいくためにも、安心して高齢者などが医療、介護サービスなども今後も受けられる医療制度となるように希望し、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は、賛成の立場で討論に参加させていただきたいと思います。議案第16号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。令和5年度予算における平均被保険者数は5,782人、前年度から262人増となり、予算総額は6億3,024万8,000円、前年度比3.3%の増となっています。団塊の世代が後期高齢者となる2040年まで頃には、この傾向が続くと見込まれているところであります。本制度は75歳以上の方が加入する独立した医療保険であり、制度が開始された平成20年当時、平均寿命延伸による高齢者の爆発的な増加と少子化に伴う我が国のいびつな年齢構成では、増え続ける高齢者の医療費を若い世代が支えきれないということから、従前の老人保健制度に代わり本制度が開始されたわけであります。この間、被保険者数は増え続け、2割負担が導入され現在に至っているわけですが、住民の健康増進と健康寿命の延伸は、国県、市町村が一丸となって取り組むべき課題であり、幸福度日本一を標榜する本町においても最優先事項であると考えます。今は道半ばですが、団塊の世代が後期高齢者となる2040年までに重症化予防や介護予防に積極的に取り組み、さまざまな課題をクリアしながら、安定的で持続可能な制度運用が可能となるよう要望いたしまして、私の討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第15、議案第16号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第17号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は、議案第17号令和5年度長与町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。令和5年度予算の状況は、保険事業勘定で28億9,300万7,000円、前年度比1.0%の減、介護サービス事業勘定で2,779万8,000円、前年度比で11.8%の減少となっております。65歳以上の第1号被保険者数は高齢化に伴い着実に伸びている中で認定率は16.1%と、逆にまだまだ介護を必要としない方が84%もい

らっしゃるといことになり、所管が取り組んでおられる介護予防などの効果が一定表れているものと思われます。しかしながら、平均寿命や健康寿命がいくら延びたとしても、いつかは介護保険制度のお世話になることは明らかであり、近い将来、認知症施策をはじめ今以上のきめ細やかな対応が町に求められることは必至であります。そのことを、その時代に備えるためにも、今のうちに先手先手の施策を積極的に取り組んでいただき、そして本町の住民が住んで良かったと心から思っていただけのような未来に期待をいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第16、議案第17号令和5年度長与町介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

この件も、私は委員長報告で全会一致で可決すべきものと決したと報告をいたしました。委員長である私は委員会での採決権に加われないので、この場で反対討論を行います。議案第18号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算についての反対討論です。私はこの間、この事業が長与町の財政に大きな影響を与えるのではないかとずっと指摘を続けてきました。確かに事業の終了は見えてきたように状況がうかがえます。しかしながら、令和4年度も多くの繰越事業を残し、令和5年度の事業と合わせると約17億円を超える事業を行わなければなりません。当初計画では、総事業費、この事業が始まるときの事業費は約112億円、1992年の完了予定でした。ところが40年近くたっても終わらなかったこと、そして何度も事業計画を変更し、当初の事業費より3倍にも事業費が膨れ上がったことなど、当初計画のずさんさ、いったん始めると止めることができない大型公共事業の宿命をまざまざと感じました。この間、移転を余儀なくされ長い間不自由な暮らしをされた方や、さまざまな問題に振り回された方などの心情を酌み取ると、とても賛成できるものではありません。事業が終了しても、町に与えた財政的な課題や起債の償還など数多くの問題が残ります。事業の完了が近いから良かった、事業が終了するから良かったでは済まされない。多くの町の財源をつぎ込み、長期の事業を進めたことへの反省が何らされていないと感じています。今となっては早期に無事

に完成を望まなければなりません、上記の多くの課題を残したまま、また課題解決が必要となるこの事業には賛成できないことを述べて、反対討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

私は、議案第18号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。高田南土地区画整理事業の早期完成に向けた残工事の一括施工が、本年度で4年目となります。令和5年度の予算は歳入歳出それぞれ10億9,081万7,000円となっており、引き続き土工事や道路工事、宅地造成工事などが進められます。本工事は、開始から三十数年が過ぎ、早期完成は地権者をはじめこの事業に関わる多くの住民の願いであります。一日も早い工事完成を目指し事業を進めることを要望し、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第17、議案第18号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第19号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第19号令和5年度長与町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第20号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第19、議案第20号令和5年度長与町下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、報告4和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは報告4につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長(山口憲一郎議員)

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長(栗山浩二君)

それでは、報告4和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして、ご報告いたします。本報告は、本町三根郷で発生した交通事故に係るもので、和解および損害賠償の額を定めることについて地方自治法第180条第1項の規定により令和5年3月10日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。和解および損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、令和4年11月22日午前8時5分頃三根郷内で発生したもので、粗大ごみの個別有料収集をする際に、相手方が所有する駐車場の屋根に車両の右上部が接触し、屋根を破損させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割とし損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し、本町と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は98万2,300円でございます。なお、事故後直ちに当事者および関連業務従事者への注意喚起を行っております。今後も引き続き、交通法規の順守、安全運転の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長(山口憲一郎議員)

日程第21、議案第24号令和5年度長与町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。ただ今議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは早速、議案第24号令和5年度長与町一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由を申し上げます。本補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種のための追加予算でございます。3月9日に国から方針が示され、重症化リスクの高い高齢者等を対象として5月から8月の間に1回、5歳以上の接種可能な方を対象として9月から1

2月の間に1回接種を行うこととなりました。本町におきましても、5月より接種を開始するため補正予算をお願いするものでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億839万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額を145億6,628万2,000円とするものでございます。補正の主なものにつきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。歳入の14款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金および新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金を計上いたしております。続きまして、3ページの歳出についてご説明申し上げます。4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの接種事業に必要な経費を計上いたしております。なお、接種に関するお知らせは接種券の送付、広報紙、ホームページ等を通じまして実施いたします。以上が補正予算の主な内容でございます。議案の後に補正予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照の上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。
堤議員。

○11番（堤理志議員）

補正予算に関する説明書の歳出11ページの委託料、予防接種委託料ですね。厚生労働省の資料がインターネットにありましたのでちょっと見させていただきました。その中で、今回の事業については、初回接種を終了した高齢者とか基礎疾患がある人、医療従事者等ということになっている。ちょっとここで一点引っかかるのが、初回の接種を終了した人だけというところで、それがなぜなのかということと、今回初めて接種しようとする方々については負担が出てくるのかどうか。この辺りがどういうふうになるのかを知りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

今回の新型コロナウイルスワクチン接種なんですけれども、初回接種の方も継続して接種が可能となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

他に質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第24号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第21、議案第24号令和5年度長与町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

次に、閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので許可します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。去る3月7日に開会していただきました令和5年第1回長与町議会定例会も、本日最終日を迎える運びとなりました。各議案につきまして慎重にご審議を賜りましたことに心より御礼を申し上げます。また11名の議員の皆さまから一般質問をいただき、町政の発展の立場からご指摘等を賜りました。重ねて感謝申し上げます。皆さまからのご指摘、ご指導、ご提案につきましては真摯に取り組み、町政のさらなる発展に努めてまいり所存でございます。ここで一点、例年ご報告させていただいております町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましてお願いを申し上げます。現在予定されております令和5年度地方税法等の一部改

正案は、国会において審議中でありまして、成立と同時に公布施行される予定でございます。現時点におきまして、関連する町税条例等の一部を改正する条例案を議会に提案できる状況にございませんので、国会にて改正案成立後、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、次の議会におきましてご報告を申し上げ、承認を賜りたいと思っております。現時点におきまして予定されております改正の内容を若干申し上げます。個人住民税につきましては、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される森林環境税の導入に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正。軽自動車税につきましては、種別割の税率につきましてミニカー区分から三輪の特定小型原付を除外。固定資産税、都市計画税につきましては、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設する改正等が行われる予定でございます。また、国民健康保険税につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額引き上げ、および低所得世帯に対する支援として実施しております保険税減税措置の拡大が予定されております。今後も国会の動向を注視し、改正内容が明らかになり次第、専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。さて、本定例会は議員各位にとりまして今期最後の定例会でございました。皆さま方には、この4年間町政推進に当たり多くのご指導、ご支援を賜り、心より感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。4月に行われます統一地方選挙に決意を新たに立候補される皆さまにおかれましては、どうか健康には十分ご留意の上ご健闘いただき、所期の目的を達成されますようお願い申し上げます。また、今議会を最後にご勇退される皆さま方におかれましては、長年にわたりその豊かな経験と卓越した見識によりまして、町政の発展はもとより地域住民のためにご尽力をいただきましたことに対しまして、深く敬意を表しますとともに心より感謝を申し上げます。今後につきましても、健康には十分ご留意され引き続き町政に対するお力添えを賜りますようお願い申し上げます。大変お疲れさまでございました。結びとなりますが、議員皆さま方のますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、任期最後の定例会を閉会するに当たり一言申し上げます。本日をもって今任期最後の定例会を閉会しますが、本会議に付議されました新年度予算や本町が当面する重要課題については、議員各位に熱心なご審議をいただき、議了することができましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。執行部の皆さまにおかれましては、令和5年度予算の執行に当たり、町民の幸せを念頭に置き速やかな事業の実施を期待しております。私たち議員も任期を残すところ1カ月余りとなりました。この4年間を振り返りますと、コロナウイルス感染拡大により世の中も大きく変わりました。日常的なマスクの着用や不要不急の外出自粛、人流の抑制など今までにない経験をしてまいりました。そうした中、吉田町長をはじめ執行部の皆さまにおかれましては、コロナ感染防止や景気対策に奔走され、町

民の安全安心を守っていただき本当に感謝申し上げます次第であります。議員各位におかれましても、コロナ対策などにより例年になく多くの臨時会が開かれてきましたが、迅速に議決していただき事業の執行をすることができました。また、町民の皆さまの要望や意見に耳を傾け、その負託に応えるべく二元代表制の一翼を担う議決機関としてのチェック機能は十分に発揮できたものと思っております。皆さまのご協力を御礼申し上げます。4月には統一地方選挙が執行されます。再度町議会議員を目指される方におきましては心より健闘をお祈り申し上げます。また、今期をもって勇退される方におきましては本当にご苦労さまでございました。今後とも、今までの経験と見識を生かし、まちづくりにご協力いただきますようお願い申し上げます。そして、3月に退職される職員の皆さま方におかれましても長年本当にお疲れさまでございました。今後のさらなるご活躍を期待しております。また、私ごとではありますが、議長として微力ではございましたが議員の皆さま、町長をはじめ職員の皆さま、議会事務局の皆さまにはご指導、ご支援いただき誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。最後になりますが、ここにご列席の皆さまの御健勝と長与町のますますの発展を祈念申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

これにて会議を閉じます。

令和5年第1回長与町議会定例会を閉会します。皆さまお疲れさまでした。

(閉会 11時55分)